

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

小林公認会計士事務所 NewsLetter

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援

事業承継補助金

<事業承継補助金とは？>

事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合や、事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合に、必要な経費の一部が補助されます。

補助金概要

I 型 後継者承継支援型

	通常の場合	※1の場合
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	150万円	200万円

※1 小規模事業者・従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合
さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が
上乗せされます。

<補助対象者>

- ・ 日本国内で事業を営む中小企業者等であること
- ・ 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- ・ 承継者が以下のいずれかを満たす事業者であること
 - ・ 経営経験がある
 - ・ 同業種に関する知識などがある
 - ・ 創業、承継に関する研修等を受講したもの

II 型 事業再編・事業統合支援型

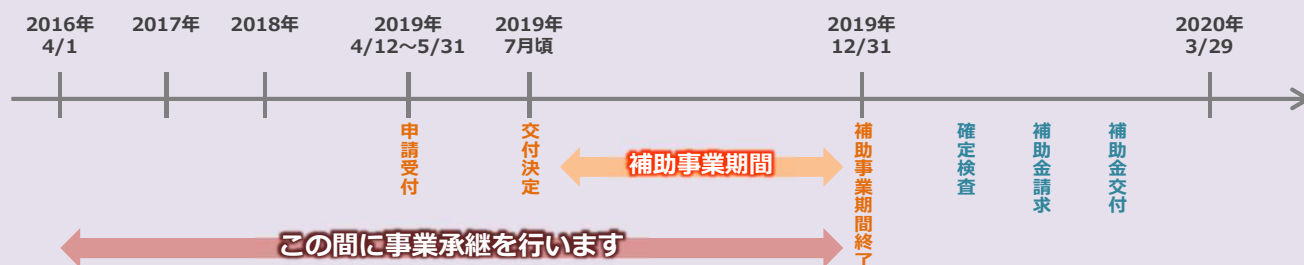
	通常の場合	※2の場合
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	450万円	600万円

※2 補助金審査結果で上位となった場合。
さらに、既存事業の廃止等の事業整理を伴う場合は、補助上限額が
上乗せされます。

<補助対象者>

- ・ 対象事業に関わるすべての被承継者が、日本国内で事業を営む中小企業者等であること
- ・ 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- ・ 承継者が現在経営を行っていない、または、事業を営んでいない場合、以下のいずれかを満たす者であること
 - ・ 経営経験がある
 - ・ 同業種に関する知識などがある
 - ・ 創業、承継に関する研修等を受講したもの

スケジュールについて



<お問合せはこちらまで>

小林公認会計士事務所 公認会計士・税理士・認定経営革新等支援機関
小林洋之
TEL: 075-495-1320 携帯: 090-5657-2452
Mail: kobyas@iris.eonet.ne.jp URL: <http://www.kobyas.com/>

～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達 など